

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画
画下水道荒川左岸南部流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

さいたま市大宮区三橋二丁目の一部